

こども誰でも通園制度について

1. 令和6年度の試行的事業について

(1) 事業の概要

令和6年6月24日から以下のとおり事業を実施している。

対象児童	保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児
実施施設	全45施設で実施（民間40施設、公立5施設） ※民間施設の内訳としては、認可保育所24施設、小規模保育事業3施設、家庭的保育事業1施設、川崎認定保育園4施設、地域保育園2施設、幼稚園2施設、認定こども園（幼稚園型）3施設、地域子育て支援センター1施設 【別紙参照】
利用方法と実施方法	・ 定期利用、自由利用又は定期利用と自由利用の組合せなど、自治体や事業者において利用方法を選択して実施することが可能 ・ 一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫によって様々な形で実施することが可能 一般型（在園児合同）…施設の定員と関わりなく受け入れ、在園児と合同で保育を行う。 一般型（専用室独立実施）…施設の定員と関わりなく受け入れ、在園児とは別室で保育を行う。 余裕活用型…施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れ、保育を行う。 ・ こども1人当たり「月10時間」を限度に利用が可能 etc
運営基準	職員配置や面積基準等については、一般型については一時預かり事業（一般型）の基準を、余裕活用型については各実施施設の設備運営基準等を準用
事業所への補助単価等	・ こども1人1時間当たり850円 ・ 障害児を受け入れる場合、こども1人1時間当たり400円を加算 ※保護者負担については、こども1人1時間当たり300円程度が標準 ・ 賃借料補助 1事業所当たり3,066千円（1施設のみ対象あり）
補助割合	国：3／4 市町村：1／4

(2) 利用状況等

事業開始から登録者数や利用者数を着実に伸ばしており、統計がとれる最新の10月実績では、累計登録者は約760人、そのうちの約390人が本制度を利用している。

	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
累計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
総利用時間数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

《参考／対象者数及び管区別登録状況》

	累計登録者数	実利用者数	市内対象者数
川崎区	116人	67人	1,681人
幸区	136人	64人	1,486人
中原区	105人	49人	2,209人
高津区	151人	75人	1,795人
宮前区	119人	50人	2,012人
多摩区	122人	81人	1,740人
麻生区	10人	7人	1,514人

累計登録者数 …R6.10月時点の数値
 実利用者数 …R6.10月時点の数値
 市内対象者数(※) …R6.4月1日時点の数値
 ※市内の0歳6か月～2歳の未就園児の人数

(3) 試行的事業の分析等

実施施設の協力もあり、現状、事業運営における大きな混乱や苦情等は見られないが、令和6年11～12月にかけて利用者及び実施事業者向けに市独自のアンケートを実施しており、現在、このアンケート結果を集計中である。

次年度に向けて、引き続き利用実績データ等の詳細な分析を行うとともに、これらアンケート結果の分析も進めていく。また、必要に応じて制度設計上の課題等について国に意見や要望等を行っていく。

2. 令和7年度の制度化について

(1) 現状

本制度は令和7年度には「乳児等通園支援事業」として子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、事業実施にあたっては国の定める認可基準等（内閣府令）に基づく条例化が必要となるため、現在、条例化に向けて準備中である。

(2) 今後の動き（予定）

今後の国や川崎市の動きとしては、以下のとおり予定している。

	国の動き	川崎市の動き
令和7年1月	認可基準等（内閣府令）の公布 認可基準等（内閣府令）の解釈通知等の発出 乳児等通園支援事業実施要綱（案）の策定 FAQ等の発出（1月以降随時）	条例（案）の作成
2月	専用HPの作成・公表 総合支援システムの先行リリース	条例（案）に関するパブコメの実施 実施要綱（案）の作成 実施事業者の募集開始 総合支援システム利用契約の締結
3月	調査研究（アンケート結果等）の取り纏め・公表 事業実施の手引きの発出	条例（案）の議決 実施要綱の確定 実施事業者の決定・認可 総合支援システムへの登録やID払出し等 事業実施の手引きの周知 事業実施に関する市民への周知・広報

3. 令和8年度の本格実施について

本制度は令和8年度からは「乳児等のための支援給付」という新たな給付制度に位置付けられ、全自治体での事業実施が義務化される。事業実施にあたっては、令和7年度と同様、国の定める確認基準等（内閣府令）に基づく条例化が必要となることから、引き続き国の動向を注視しながら事業実施に向けた情報収集等を行っていく。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の位置付け	制度の本格実施を見据えた試行的事業	子ども・子育て支援法上の 地域子ども・子育て支援事業 (乳児等通園支援事業)	子ども・子育て支援法上の 新たな給付制度 (乳児等のための支援給付)
実施自治体	全国118自治体で実施予定 (令和6年11月末時点)	未定 ※事業実施は自治体の任意	全自治体で実施 ※実施義務化
利用時間	1人あたり「月10時間」が上限	未定	月10時間以上であって体制の整備の状況その他の事情を勘案して 内閣府令で定める時間
補助単価等	1人1時間あたり850円	未定	未定
利用料金	1人1時間あたり300円程度	未定	未定
利用者や利用時間等の管理	Excel等による管理	総合支援システムによる管理	総合支援システムによる管理